

第百十三回国会 衆議院 税制問題等に関する調査特別委員会議録 第十六号

昭和六十三年十月二十七日(木曜日)

午後一時十九分開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 加藤 六月君

理事 瓦 力君

理事 藤波 孝生君

理事 村山 喜一君

理事 米沢 隆君

理事 甘利 明君

理事 片岡 清一君

理事 志賀 節君

理事 田原 隆君

理事 玉沢徳一郎君

理事 中川 秀直君

理事 中西 啓介君

理事 西田 司君

理事 葉梨 信行君

理事 原田 憲君

理事 宮下 創平君

理事 山口 敏夫君

理事 伊藤 茂君

理事 坂上 富男君

理事 中村 正男君

理事 草野 威君

理事 坂井 弘一君

理事 宮地 正介君

理事 東中 光雄君

理事 矢島 恒夫君

出席国務大臣

内閣総理大臣 竹下 登君

大蔵大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

大蔵省主税局長 水野 勝君

大蔵省証券局長 角谷 正彦君

委員外の出席者

地方行政委員会 調査室長 大嶋 孝君

大蔵委員会調査 室長 矢島錦一郎君

委員の異動

十月二十七日

小沢 辰男君

山下八洲夫君

工藤 晃君

同日

辞任

関山 信之君

東中 光雄君

補欠選任

山下八洲夫君

工藤 晃君

本日

公聴会開会承認要求に関する件

税制改革法案(内閣提出第一号)

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

消費税法(内閣提出第三号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

消費税法(内閣提出第五号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

○金丸委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、税制改革法案、所得税法等の一部を改正する法律案、消費税法、地方税法の一部を改正する法律案、消費税法及び地方交付税

改正する法律案、消費税法及び地方交付税

改正する法律案、消費税法及び地方交付税

改正する法律案、消費税法及び地方交付税

改正する法律案、消費税法及び地方交付税

改正する法律案、消費税法及び地方交付税

改正する法律案、消費税法及び地方交付税

改正する法律案、消費税法及び地方交付税

改正する法律案、消費税法及び地方交付税

改正する法律案、消費税法及び地方交付税

改正する法律案、消費税法及び地方交付税

改正する法律案、消費税法及び地方交付税

改正する法律案、消費税法及び地方交付税

改正する法律案、消費税法及び地方交付税

法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

宮澤大蔵大臣より発言を求められておりますので、これを許します。宮澤大蔵大臣。

○宮澤大蔵大臣 リクルートコスモス社の株式売買の問題につきましては、先般来お騒がせをいたしましたことと申しわけなく存じております。

本件につきましては、私の秘書服部恒雄の報告をもとに従来から御説明申し上げてまいりました。

が、このたびは御説明申し上げてまいりました。重ねて調査するよう服部に指示いたしましたので、その報告を得ましたので、ここにお話しをしまして、服部の報告を取りまとめ、改めて御説明申し上げます。

昭和六十一年の何月であったかは正確には記憶していませんが、服部のところから友人の河合康文氏が訪れてまいりました。河合氏は服部と同郷であり、また大学の後輩といふこともありまして、二人は長年家族ぐるみの親しいつき合いをしていたのでございます。

河合氏は、SE総合設計代表取締役で、主として不動産の売買あっせん等の事業をいたしております。私自身は、河合氏とは直接の面識はございません。河合氏が事務所の服部のところへ来たとき、会釈を交わす程度でございます。

ところで、河合氏は服部に對し、不動産の仕事をしている仲間から聞いたのであるが、リクルートコスモスの株式が有名人に對して売られており、名前を貸してくれないかと頼みまして、服部はこれに對し深く考えずに承諾したとのことでございます。これはまことに軽率であり、私もまた服部を監督する者としてまことに申しわけないことと存じております。

河合氏は、株式の取得に当たりましては服部の名前よりも宮澤の名前の方が容易になると考え、

また服部の了解も得ていると思ひ、私の名前を使ひ、市中で買いました宮澤名の印鑑を使用しまして、昭和六十一年九月三十日に一万株を三千万円で購入したと申すのでございます。

なお、私の名前を使つたといふことにつきましては、当初そこまでは調査しておりませんでした。が、その後河合氏に確認させたところ、以上のようない報告がございましたので、その節、当委員会で御説明申し上げたところでございます。

株式の譲り渡し人、譲渡人につきましては、服部をして再三聞かせましたが、河合氏は二年前の取引でありますので記憶が定かでないといふこと、また株式売買約定書が見当たりませんので、具体的にドック・ベスト社であるかどうか確認できないとのことでございました。

店頭登録直後の昭和六十一年十月三十一日に株式が売却されたが、河合氏は、売却者の名義は服部恒雄とし、その売却代金は河合氏が開設した服部名義の銀行口座に入金するようにいたしましたといふことであります。これは、宮澤名義で売却すれば宮澤の取引と誤解されて私に迷惑をかけることとなる一方、河合名義であれば株式の購入が借名であったことが相手にわかってしまいますので服部名義としたというのが河合氏の説明でございます。株式売買通知書は服部の自宅に郵送されましたが、十一月初めに河合氏が服部の家に来まして持ち帰つたとのことであります。

売却総額は五千二百七十万円であり、これから手数料と有価証券取引税を差し引いた五千二百二十万円余が河合氏が開設した服部名義の銀行口座に入金されているとのことでございます。売却益は、河合氏の事業の資金の一部に充当したといふことであります。

以上が服部の報告をもとに取りまとめたものでございます。

税制問題等に関する調査特別委員会議録第十六号

昭和六十三年十月二十七日

第二類第九号

税制問題等に関する調査特別委員会議録第十六号

昭和六十三年十月二十七日

第二類第九号

税制問題等に関する調査特別委員会議録第十六号

昭和六十三年十月二十七日

第二類第九号

税制問題等に関する調査特別委員会議録第十六号

昭和六十三年十月二十七日

第二類第九号

税制問題等に関する調査特別委員会議録第十六号

昭和六十三年十月二十七日

第二類第九号

税制問題等に関する調査特別委員会議録第十六号

昭和六十三年十月二十七日

第二類第九号

税制問題等に関する調査特別委員会議録第十六号

昭和六十三年十月二十七日

第二類第九号

税制問題等に関する調査特別委員会議録第十六号

昭和六十三年十月二十七日

第二類第九号

また服部の了解も得ていると思ひ、私の名前を使ひ、市中で買いました宮澤名の印鑑を使用しまして、昭和六十一年九月三十日に一万株を三千万円で購入したと申すのでございます。

なお、私の名前を使つたといふことにつきましては、当初そこまでは調査しておりませんでした。が、その後河合氏に確認させたところ、以上のようない報告がございましたので、その節、当委員会で御説明申し上げたところでございます。

株式の譲り渡し人、譲渡人につきましては、服部をして再三聞かせましたが、河合氏は二年前の取引でありますので記憶が定かでないといふこと、また株式売買約定書が見当たりませんので、具体的にドック・ベスト社であるかどうか確認できないとのことでございました。

店頭登録直後の昭和六十一年十月三十一日に株式が売却されたが、河合氏は、売却者の名義は服部恒雄とし、その売却代金は河合氏が開設した服部名義の銀行口座に入金するようにいたしましたといふことであります。これは、宮澤名義で売却すれば宮澤の取引と誤解されて私に迷惑をかけることとなる一方、河合名義であれば株式の購入が借名であったことが相手にわかってしまいますので服部名義としたというのが河合氏の説明でございます。株式売買通知書は服部の自宅に郵送されましたが、十一月初めに河合氏が服部の家に来まして持ち帰つたとのことであります。

売却総額は五千二百七十万円であり、これから手数料と有価証券取引税を差し引いた五千二百二十万円余が河合氏が開設した服部名義の銀行口座に入金されているとのことでございます。売却益は、河合氏の事業の資金の一部に充当したといふことであります。

以上が服部の報告をもとに取りまとめたものでございます。

税制問題等に関する調査特別委員会議録第十六号

昭和六十三年十月二十七日

第二類第九号

税制問題等に関する調査特別委員会議録第十六号

昭和六十三年十月二十七日

第二類第九号

税制問題等に関する調査特別委員会議録第十六号

昭和六十三年十月二十七日

第二類第九号

税制問題等に関する調査特別委員会議録第十六号

昭和六十三年十月二十七日

第二類第九号

税制問題等に関する調査特別委員会議録第十六号

昭和六十三年十月二十七日

第二類第九号

税制問題等に関する調査特別委員会議録第十六号

昭和六十三年十月二十七日

第二類第九号

税制問題等に関する調査特別委員会議録第十六号

昭和六十三年十月二十七日

第二類第九号

税制問題等に関する調査特別委員会議録第十六号

昭和六十三年十月二十七日

第二類第九号

税制問題等に関する調査特別委員会議録第十六号

昭和六十三年十月二十七日

第二類第九号

税制問題等に関する調査特別委員会議録第十六号

昭和六十三年十月二十七日

第二類第九号

税制問題等に関する調査特別委員会議録第十六号

昭和六十三年十月二十七日

第二類第九号

最後に、秘書の軽率な行為から私の名前が使われ、結果として世間をお騒がせいたしましたことは、私の監督不行き届きであります。重ねて申しわけなく存じております。今後十分注意いたします。

○金丸委員長 これにて宮澤君の発言は終わりました。

○金丸委員長 お諮りいたします。

審査中の各法案につき議長に公聴会の承認要求をすることとし、公聴会は、来る十一月四日に開会し、公述人の選定等は委員長に御一任願うこととし、賛成の諸君の起立を求めます。(発言する者あり)

〔賛成者起立〕

○金丸委員長 起立多数。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十八分散会